

# 2021 年度 個人研究実績・成果報告書

2022 年 4 月 1 日

|  |                                     |                |      |                                       |      |
|--|-------------------------------------|----------------|------|---------------------------------------|------|
| 所属   | 会計ファイナンス<br>研究科                     | 職名             | 教授   | 氏名                                    | 趙 珍姫 |
| 研究課題   | 韓国における租税条約上の仲裁制度導入および近年の国際動向についての検討 |                |      |                                       |      |
| 研究キーワード  | 仲裁 課税紛争                             | 当年度計画に対する達成度   |      | 3.概ね順調に研究が進展し、一定の成果を達成したが、一部に遅れ等が発生した |      |
| 関連するSDGs項目   | 10. 人や国の不平等をなくそう                    | 4. 質の高い教育をみんなに | 該当なし |                                       | 該当なし |
| <p>1. 研究成果の概要</p> <p>租税条約上の仲裁制度は、紛争当事国が相互合意手続き(Mutual Agreement Procedure)を通じて定められた期間中結論を出すことができなかつた場合、独立かつ公正な第三者が国家間の課税権紛争を仲裁して解決を図る手続きで、各国間課税管轄権(jurisdiction)が一様でない国際的取引において、特に問題解決の有用な手段として用いられてきた。</p> <p>租税条約上の仲裁条項は既存の相互合意手続きの限界を補完するため 2008 年に初めて OECD モデル租税条約(OECD Model Convention)に反映されて以来、近年、多国間で協定の公表および主要国の署名により議論の重要性が増している。2016 年末 OECD BEPS プロジェクトをより迅速かつ効果的に実施するため、多国間協約(Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent BEPS)を公表した。2017 年 6 月 7 日の多国間協約署名当時、韓国を含む 68 カ国が署名した。</p> <p>本論文は最近、OECD 多国間協約の強制的仲裁制度の主要内容と、主に米国と日本の租税条約上の仲裁規定の比較検討を通じて強制的仲裁制度導入の合理的な導入方法を検討することを目的とする。</p> <p>本論文は、現在研究を続けており、2022 年度中には発表する予定である。</p> <p>2021 年度は、1 年遅れて、2020 年度の研究課題「韓国における付加価値税法上の電子税金計算書制度に関する一考察」を発表することになった。</p> <p>2. 著書・論文・学会発表等（査読の有無及び海外研究機関等の研究者との国際共著論文がある場合は必ず記載）</p> <p>【論文（査読あり）】<br/>「韓国における付加価値税法上の電子税金計算書制度に関する一考察」<br/>千葉論叢第 59 巻第 3 号</p> <p>【著書・論文（査読なし）】<br/>【学会発表等】</p> <p>3. 主な経費<br/>書籍および消耗品購入</p> <p>4. その他の特筆すべき事項（表彰、研究資金の受入状況等）</p> |                                     |                |      |                                       |      |

(本文は2ページ以内にまとめること)